

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	司書補の学歴要件の拡大（規制緩和） （施策目標 1-1 生涯を通じた学習機会の拡大）	
担当部局	文部科学省生涯学習政策局社会教育課（課長：平林 正吉）	
評価実施時期	平成 20 年 2 月 18 日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（概要） 司書補の学歴要件について、「高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第 3 学年を修了した者」を学校教育法第 90 条第 1 項の規定により、「大学に入学することのできる者」と改正する。</p> <p>（必要性） 司書補の資格要件として、一定の学力要件により高等学校卒業程度以上の基本的教養を有する者であることを認めることに支障はなく、むしろ、多様な学習機会による同水準と認められる学習歴を資格要件として認めることは、生涯学習社会の実現を目指す社会教育法の理念に適うものである。</p>	
	法令の名称・関連事項とその内容	社会教育法案 図書館法案
想定される代替案	・司書補の学歴要件の撤廃	
規制の費用	費用の要素	
	（遵守費用）	新たな費用が生じるものではない。
	（行政費用）	新たな費用が生じるものではない。
	（社会的費用）	新たな費用は生じるものではない。
規制の便益	便益の要素	
	（直接便益）	・高等学校卒業程度認定試験の合格者等についても、図書館法第 6 条に基づく講習を受講すれば司書補となる資格を有することになる。
	（社会便益）	・より多様な人材が図書館において活躍することが見込まれる。
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	評価結果は妥当。	
有識者の見解その他関連事項	<p>（政策評価に関する有識者会議） ○意見聴取時期：平成 20 年 2 月 5 日～平成 20 年 2 月 12 日 ○主 意 見：評価結果は概ね妥当。 ・「評価結果」について、新たに欄を設けるなど評価票上明確にすること。 ・本規制緩和により、地域の人々にとって重要な学習機会を提供している図書館が一層発展し、活性化するように、国として努めること。</p>	
レビューを行う時期及び条件		
備考		